

企業会計基準公開草案第 32 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 31 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

平成 20 年 9 月 18 日
あずさ監査法人

平成 20 年 7 月 31 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 32 号（企業会計基準第 12 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 31 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 注記事項に関して（基準第 19②、③、25 項②、③）

報告セグメントの資産について、配分基準の変更により、報告資産の金額に著しい変動があった場合に、その概要（19. (7)②、25. (5-2)②）の注記は必要ないのでしょうか。また、配分基準を変更したときにその影響（19. (7)③、25. (5-2)③）の注記は必要ないのでしょうか。

2. セグメント情報に係る変更に関して（適用指針第 40 項、45 項、48 項）

記載対象セグメント及び営業費用の配分方法等を四半期会計期間において変更した場合並びに四半期連結財務諸表に係る会計処理の原則及び手続を変更した場合には、年度に準じた記載方法により、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響額を記載することとされていますが、セグメント情報に与える影響額の記載は、四半期連結会計期間及び期首からの累計期間の両方に対して記載するのではなく、四半期会計基準第 19 項（2）の重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合の扱いと同様に、期首からの累計期間への影響のみを記載することを明示していただきたいと思いをします。

以上